



第2次 石巻市子ども読書活動推進計画



石巻市教育委員会

令和6年3月

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 子どもの読書活動の意義	1
2 国及び県の動向	1
3 石巻市のこれまでの取組	1
4 子どもの読書活動を取り巻く現状	2
(1) 「生徒の学習到達度調査（P I S A）」から	2
(2) 「学校読書調査」「宮城県子供読書活動に関するアンケート調査」から	2
(3) 石巻市における子ども読書活動の現状	2
第2章 計画の概要	3
1 計画の目的	3
2 計画の目標	3
3 計画の位置付け	3
4 計画の基本的方針	3
5 計画の体系	4
6 計画の対象	4
7 計画の期間	4
8 本計画とSDGs（持続可能な開発目標）との関係	4
第3章 子どもの読書活動推進のための方策	5
【視点1】家庭における読書活動の推進	5
1 基本的な考え方	5
(1) 乳幼児期からの家庭における読書活動の推進	5
(2) 乳幼児健診等における読書活動の推進	5
(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等における読書活動の推進	5
(4) 子育て支援センター等における読書活動の推進	5
(5) 公民館、図書館における読書活動の推進	5
2 成果と課題	6
(1) ブックスタート事業	6
(2) 保育所、幼稚園、認定こども園等	6
(3) 子育て支援センター等	6
(4) 図書館	6
(5) 公民館	7
3 推進の方策	7
(1) 乳幼児期からの家庭における読書活動の推進	7
(2) 乳幼児健診等における読書活動の推進	7
(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等における読書活動の推進	8
(4) 子育て支援センター等における読書活動の推進	8
(5) 公民館、図書館における読書活動の推進	9
【視点2】地域における読書活動の推進	9
1 基本的な考え方	9
(1) 民間団体やボランティアによる子どもの読書活動の推進	9
(2) 民間団体やボランティアへの支援	9

2	成果と課題	9
(1)	家庭・地域文庫	9
(2)	民間団体やボランティア	10
(3)	ボランティアの研修	10
(4)	ボランティアの活用	10
3	推進の方策	10
(1)	民間団体やボランティアによる子どもの読書活動の推進	10
(2)	民間団体やボランティアへの支援	11
【視点3】	学校における読書活動の推進	11
1	基本的な考え方	11
(1)	発達段階に応じた子どもの読書活動の推進	11
(2)	学校図書館の整備・充実	11
(3)	人的環境の整備・充実	12
(4)	図書館等との連携の推進	12
2	成果と課題	12
(1)	読書活動の状況	12
(2)	学校図書館の図書等の整備状況	13
(3)	放課後児童クラブの状況	13
3	推進の方策	13
(1)	発達段階に応じた子どもの読書活動の推進	13
(2)	学校図書館の整備・充実	14
(3)	人的環境の整備・充実	14
(4)	図書館等との連携の推進	14
【視点4】	図書館の機能強化と整備の推進	15
1	基本的な考え方	15
(1)	図書館における子どもの読書活動の推進	15
(2)	図書館における読書環境の整備	15
(3)	図書館を中心とした様々な機関との連携・協力の推進	16
2	成果と課題	16
(1)	図書館職員	16
(2)	蔵書冊数	16
(3)	資料購入費	16
(4)	登録者数・貸出冊数	16
(5)	子どもの読書活動推進に係る事業・取組	16
(6)	図書館における子どもの利用状況の推移	16
(7)	ボランティアとの連携	16
3	推進の方策	17
(1)	図書館における子どもの読書活動の推進	17
(2)	図書館における読書環境の整備	17
(3)	図書館を中心とした様々な機関との連携・協力の推進	17
第4章	計画の目標と進行管理のための方策	18
1	計画の数値目標	18
2	計画の進行管理のための方策	18

(1) 「石巻市子ども読書活動推進委員会」の開催	18
(2) 「関係施設における実態調査」の実施	18
(3) 「学校における児童・生徒の実態調査」の実施	18
(4) 「石巻市子ども読書活動推進計画の啓発広報」の実施	18

資料編

1 計画の体系図	19
2 発達段階と発達的特徴、読書興味の発達段階	20
3 取組項目一覧表	21、22
4 保育所、幼稚園、認定こども園等における読書環境の現状	23
5 学校における読書環境の現状	24
6 子どもの読書活動に係る図書館と県内市町村図書館平均との比較	25
7 子どもの利用状況の推移	25
8 その他	
・子どもの読書活動の推進に関する法律	26、27

第1章 計画策定にあたって

1 子どもの読書活動の意義

「子どもの読書活動」は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです（子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第2条参照）。

読書により、子どもは広い世界を知り、自分自身の考えを確かめたり高めたりする体験をします。そして、この体験を通し、考える習慣、豊かな感性や情操、思いやりの心などを身に付けることができます。また、読書は子どもが変化の激しい社会に主体的に対応していくために、自ら課題を見だし、自ら考えたり、判断したり、表現したりして解決することができる資質・能力をはぐくむものです。さらに、創造力や集中力を育てるとともに、本を媒体としたコミュニケーション活動により、新しい本との出会い、人との出会いにつながり、そのことがその後の人生の指針ともなります。

東北大学加齢医学研究所が平成30年に公表した、小学生・中学生の「学力と読書の関係」に関する研究結果では、読書時間が長くなるほど（2時間以内）、成績が高くなっており、少なくとも1日10分以上の読書が必要ということが示されています。

このように、子どもの読書活動は、子どもが人生をより深く生きる力を身に付け、自己実現を図っていく上で重要かつ必要不可欠なものです。そのため、市をあげて、子どもの読書活動が浸透するための施策を総合的に推進していく必要があります。

2 国及び県の動向

国は、子どもの読書活動を支援するため、平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を施行し、子どもの読書活動の推進に関して基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、施策を総合的かつ計画的に推進しています。平成14年には、この法律の規定に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。令和5年3月には「第5次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、子どもの読書活動を継続的に推進しています。

宮城県では、平成31年4月に「第4次みやぎ子供読書活動推進計画」を策定し、推進方策として以下の諸点を取り上げています。

- (1) 家庭・地域・学校・図書館での読書活動の推進
- (2) 子供読書活動推進のための関係機関の連携・協力の推進
- (3) 子供読書活動の啓発・広報の推進

3 石巻市のこれまでの取組

本市では、国及び県の計画を基本として、平成20年5月に「石巻市子ども読書活動推進計画」を策定し、関係機関が連携して子どもの読書活動を推進する取組を行ってきました。

4 子どもの読書活動を取り巻く現状

スマートフォンやパソコンをはじめとする情報通信技術（ＩＣＴ：Information and Communication Technology）の進展と普及がめざましく、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。メールやインターネット、ＳＮＳ（Social Networking Service）を利用する時間が増加するなど、環境の変化による子どもの「読書離れ」が懸念されています。

（１）「生徒の学習到達度調査（ＰＩＳＡ）※１」から

2018年（平成30年）調査によると、日本を含む全体的な傾向として、本を読む頻度は2009年（平成21年）と比較して減少しています。また、日本の特徴として、ＯＥＣＤの平均と比較すると読書を肯定的にとらえる生徒の割合が多く、こうした生徒や本を読む頻度が高い生徒ほど読解力の得点が高い傾向にあるという結果が出ています。

（２）「学校読書調査※２」「宮城県子供読書活動に関するアンケート調査」から

第67回学校読書調査(令和4年)による5月1か月間の平均読書冊数は小学生13.2冊、中学生4.7冊、同調査の不読率（1か月間に本を1冊も読まなかった者の割合）は小学生6.4%、中学生18.6%となっています。

なお、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定された平成13年の平均読書冊数は小学生6.2冊、中学生2.1冊でどちらも令和4年の方が多くなっています。また、平成13年の不読率は小学生11%、中学生44%となっています。

宮城県令和4年度子供読書活動に関するアンケートによる11月1か月間の平均読書冊数は小学生10.7冊、中学生4.1冊、同調査の不読率は小学生11.9%、中学生22.0%となっています。

（３）石巻市における子ども読書活動の現状

令和5年2月に実施した本市の読書と家庭学習のアンケートによると、「本を読むことは好きですか」という質問に対し、好き、どちらかというとか好きと回答したのは小学生で78.0%、中学生で67.9%となっています。また、不読率は令和4年度平均で小学生15.9%、中学生19.2%となっていて、全国平均より高くなっています。

	小学生	中学生
月平均読書冊数（全国）	13.2冊	4.7冊
月平均読書冊数（宮城県）	10.7冊	4.1冊
不読率（全国）	6.4%	18.6%
不読率（宮城県）	11.9%	22.0%
不読率（石巻市）	15.9%	19.2%

※1 ＰＩＳＡ：経済開発協力機構(OECD)が、各国の生徒が生活をしていくうえで必要な知識や技能を、義務教育終了段階でどの程度身に付けているかを測定することを目的に、定期的の実施する「国際学習到達調査」。

※2 学校読書調査：全国学校図書館協議会が全国の小・中・高等学校の児童・生徒の読書状況について毎年調査を行っている。

第2章 計画の概要

1 計画の目的

石巻市に生まれ、育つすべての子ども（おおむね18歳以下の者）が読書を通じて、考える習慣、豊かな感性や情操、思いやりの心を身に付け、変化の激しい社会に主体的に対応できる力を育むことを目的とします。

2 計画の目標

子どもの発達段階^{※3}に応じた読書環境の整備を進め、子どもの自主的な読書活動を推進し、読書率^{※4}の向上を図ります。

3 計画の位置付け

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、「石巻市総合計画」、「第2期石巻市教育振興基本計画」と整合性を図りながら子どもの読書活動を推進するための個別計画です。

4 計画の基本的方針

石巻市は、計画の目標を達成するために、次の4つの基本的方針から計画を構想します。

(1) 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

子どもが自主的に読書を行うようになるためには、子どもの発達段階（以下「発達段階」という。）に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、その読書活動を広げ、読書体験を深めるための機会の提供と充実が必要です。そこで、発達段階に応じて、関係機関による読書活動の機会の提供と内容の充実に努めます。

(2) 子どもを取り巻く読書環境の整備・充実

子どもの自主的な読書活動を引き出すためには、子どもが興味を持ち、感動する本を身近に備えること、読みたいと思うときに読みたい本がすぐに手に取れるような環境の整備・充実が必要です。そこで、図書館や学校図書館をはじめ保育所や幼稚園、認定こども園、子育て支援センター、児童館等における図書の整備・充実に努めます。

(3) 家庭、地域、学校等を通じた社会全体での取組の推進

子どもの読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組が必要です。そこで、それぞれが担うべき機能を高めるための取組を推進します。同時に、子どもの読書活動に関わる学校や保育所、幼稚園、認定こども園、子育て支援センター、図書館、公民館、乳幼児健診担当課、子どもの読書活動を推進する民間団体（以下「民間団体」という。）等が連携し、相互に協力を図る体制づくりに努めます。

※3 子どもの発達段階：本計画における「子どもの発達段階」の捉え方の概要は下記のとおりとし、「発達段階と発達の特徴、読書興味の発達段階」の捉え方は、【資料-2】（20ページ）を参照。

(1) 乳児期：まわりの大人からの言葉かけやスキンシップ、本の読み聞かせなどにより、本の楽しさや心地良さを感じながら、言葉や物を覚え、コミュニケーションのための言葉や将来にわたる基本的信頼感を習得する。

(2) 幼児期：急速に言葉を習得し、言葉によって思考する力が備わる。わらべ歌や手あそび歌を繰り返し楽しませることで語彙が増え、絵本や昔話を聞かせることによって想像力が豊かになり、お話の中の主人公と一体化して楽しむことができるようになる。

(3) 少年期：小学生の低学年では、文字の拾い読みから、易しい本の音読、長い文章の黙読ができるようになり、読書する力の発達が著しい時期。小学生の高学年では、伝記や動物記、長編物語などに挑戦できるようになる。一方で、読書離れも始まる時期。

(4) 青年期：中学生・高校生などは、思春期を迎え、個人の好みははっきりとし始め、個性が伸長する時期。発達段階の差が大きくなり、本をよく読む子どもと読まない子どもとの二極化が著しくなる。本をよく読む子どもは、高度な知識を得たい欲求が高まり、一般書だけでなく学術書も読めるようになる。

※4 読書率：1か月間に本を1冊以上読んだ者の割合。「100%－（不読率）」で算出。

(4) 子どもの読書活動に関する啓発と推進気運の醸成

子どもの読書活動を推進するためには、子どもの読書活動の意義や重要性について、市民の間に広く理解と関心を深める必要があります。そこで、子どもを取り巻く大人に対して子どもの読書活動への理解と関心を高めるための研修会や講座の開催を通して、子どもの読書活動を推進する社会的気運の醸成に努めます。

5 計画の体系

石巻市は、計画の目標を達成するために、上記方針に基づき、以下の「みやぎ子供読書活動推進計画」が掲げる重点項目を視点とし、それぞれの視点から子どもの読書活動推進のための「基本的な考え方」及び石巻市の「現状と課題」の分析に基づいた実効性の高い「推進の方策」を構想します。

- (1) 家庭における読書活動の推進 ----- 【視点1】
- (2) 地域における読書活動の推進 ----- 【視点2】
- (3) 学校における読書活動の推進 ----- 【視点3】
- (4) 図書館の機能強化と整備の推進 ----- 【視点4】

6 計画の対象

計画の対象は、おおむね18歳以下のすべての子どもです。また、本計画では、家庭・地域・学校などの市民及び団体を対象とします。

7 計画の期間

計画の期間は、令和6年(2024年)度から令和8年(2026年)度までの3年間とします。ただし、計画期間中においても必要に応じて、記述内容の変更・修正を行います。

8 本計画とSDGs(持続可能な開発目標)との関係

SDGs(持続可能な開発目標:Sustainable Development Goalsの略)とは、平成27年9月の国連持続可能な開発サミットにおいて採択された、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17の目標で構成される国際社会全体の開発目標です。

本市は、令和2年7月に「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」に選定されました。

本計画においては、SDGsを構成する17の目標のうち、「目標4:質の高い教育をみんなに」、「目標17:パートナーシップで目標を達成しよう」を主な目標として計画の推進に取り組んでいきます。



第3章 子どもの読書活動推進のための方策

【視点1】家庭における読書活動の推進

1 基本的な考え方

(1) 乳幼児期からの家庭における読書活動の推進

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置づけられ継続して行われるよう、保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが求められています。

具体的には、家庭においては、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に向いたりするなど、工夫して子どもが読書に親しむきっかけを作ることが大切になってきます。また、定期的に読書の時間を設けたり、家族で読書の習慣付けを図ったり、読書を通じて家族で感じたことや考えたことを話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働きかけることが重要です。

そこで、保護者を対象に読み聞かせや読書の重要性について理解の促進を図ることが求められています。

(2) 乳幼児健診等における読書活動の推進

乳幼児期に読書の楽しさと出会うためには、乳幼児健診等の際に絵本の選び方や読み聞かせの方法についての保護者への啓発活動や乳幼児への絵本の読み聞かせを実施するなど、健康推進課、図書館等関係機関との連携・協力を推進していくことが求められています。

(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等における読書活動の推進

保育所、幼稚園、認定こども園等において、子どもが読書の楽しさと出会うためには、積極的に絵本や物語に親しむ活動を行うよう、教員及び保育士が理解を促進するとともに、保護者等に対し、読み聞かせの大切さや意義を広く普及することが望まれます。また、子どもが絵本等に親しむ機会を確保する観点から、ボランティア等との連携・協力を通して、読書環境の整備を図るよう促していくことも求められています。さらに、図書館と連携し、発達段階に応じた図書を選定することへの配慮も必要となります。

(4) 子育て支援センター等における読書活動の推進

子育て支援センターや児童館で行われている子育て支援活動の中においても読み聞かせ等の読書活動が行われています。未就園児等のために、図書館と連携しながら充実した読書活動の実施が望まれます。

(5) 公民館、図書館における読書活動の推進

公民館や図書館においては、地域の実情に応じた「おはなし会」や保護者向け講座等の開催が求められています。

2 成果と課題

(1) ブックスタート^{※5}事業

乳幼児健診におけるブックスタート事業は、全国では1,106市区町村、県内では18市町村（令和5年12月31日現在）で取組まれています。本市においては、平成22年度から「石巻市ブックスタート事業」として、健康推進課、図書館、生涯学習課、ボランティアが連携して実施しています。具体的な実施方法としては、3・4か月児健診時にボランティアが読み聞かせを行い、絵本等（ブックスタートパック^{※6}）を配布しています。配布時のアンケート（令和4年11月～令和5年2月実施）によると「ブックスタートにより、子どもへの読み聞かせに繋がる」と回答した保護者の割合は98.5%となっているものの、ボランティアの人員確保が喫緊の課題となっています。

(2) 保育所、幼稚園、認定こども園等 【資料－4】（23ページ）

すべての所・園等で、毎日のように絵本や紙芝居の読み聞かせが実践されています。また、多様な読書活動（ストーリーテリング^{※7}、パネルシアター^{※8}、エプロンシアター^{※9}、ペープサート^{※10}等）や所有する絵本の貸出、講演会等による職員の研修や保護者への啓発活動の取組事例も見られます。特色ある取組としては、所・園内研究としての取組やボランティアとの連携の事例があります。子どもの本の所蔵冊数や購入予算は第1次計画策定時（平成20年）と比較すると差は小さくなっていますが、それでも所・園等により違いがあります。すべての子どもに魅力のある絵本と出会う機会を創出するための図書の整備・充実も大きな課題です。

(3) 子育て支援センター等^{※11}

子育て支援センター等における子育て支援事業では、「あそびのひろば」開催時等にボランティアとの連携等による絵本の読み聞かせや所有する絵本の保護者への貸出、図書館との連携、保護者向け冊子の設置等の取組が行われています。特色のある取組としては、イベントで小学生が幼児に絵本の読み聞かせを実施したという事例もありました。また、市内に8ある子育てサークル^{※12}の活動の中でも読み聞かせなどの読書活動が行われています。このような取組の一層の充実と取組の少ない地域及び子育てサークルへの支援が課題です。

(4) 図書館

図書館においては、発達段階に合わせた「おはなし会」など乳幼児の読み聞かせの推進のための事業が行われています。また、「赤ちゃん絵本コーナー」の設置、「絵本のテーマ展示」など環境整備も行われています。図書館分館^{※13}においては、6館のうち河北分館、桃生分館において「おはなし会」の実践がありますがその機会や内容は十分ではありません。分館における事業の充実と環境整備が課題です。

※5 ブックスタート：0歳児健診などの機会に、絵本を開く楽しい「体験」と「絵本」の配布を行う活動。

※6 ブックスタートパック：絵本、赤ちゃん向け絵本リスト、図書館利用のしおりなどの入ったパック。

※7 ストーリーテリング：語り手が昔話や創作された物語をすべて覚えて語り聞かせること。直接物語を聞くことで、語り手と聞き手が一体になって楽しむことができる。

※8 パネルシアター：綿ネル地などの毛羽立ちのよい布地を貼ったパネルを舞台にし、Pペーパーという不織布に絵人形や背景などの絵を描いた作品を貼ったり、剥がしたり、動かしながら、童話を話したり歌を歌ったりするもの。

※9 エプロンシアター：エプロンをした人がポケットからいろいろな登場人物を取り出し、エプロンを背景にお話をする人形劇のようなもの。

※10 ペープサート：「ペーパーパペットシアター」を詰めて名づけた造語。日本で生まれ育った「紙人形劇」で、二枚の画用紙に登場人物を描き、画の周りをウチワ型に切り抜き、二枚の紙の中心に竹串をはさみ張り合わせ、表裏表裏とクルクル返して演じる「ウチワ式平面人形劇」。

※11 子育て支援センター等：公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や育児相談ができる場を提供するために常設された地域の子育て支援拠点。

※12 子育てサークル：子育て支援センターや児童館、公民館などに集まって、子ども同士が遊んだり、親同士が交流や情報交換をしたり、イベントの企画をしたり、楽しく子育てするために様々な活動を行うサークル。

※13 図書館分館：河北分館、雄勝分館、河南分館、桃生分館、北上分館、牡鹿分館の6館。

(5) 公民館※14

石巻中央公民館においては、家庭教育支援事業として、乳幼児を対象とした月2回の“いしっこクラブ”の中で石巻家庭教育支援チームが絵本読み聞かせを実施しています。また、家庭教育学級事業において、読み聞かせをテーマとした学習会を開催した事例もありました。

他の公民館においても読み聞かせボランティアが活動している事例はありますが、ごく少数の公民館における実践に限られていることから、その普及・充実が課題です。

3 推進の方策

(1) 乳幼児期からの家庭における読書活動の推進

主な取組	取組内容
読み聞かせ（絵本や物語に親しむ）	子どもの読書に対する関心を引き出し、絵本や物語に親しみ読書活動の習慣化を図ることができるよう、読み聞かせの実施を推奨していきます。親子で読み聞かせを行う家庭を増やしていきます。
家読（うちどく）	家族で同じ本を読み、感想を話し合うことを通じて、家族の絆が深まり、コミュニケーションが豊かになり、読書習慣が身に付く効果があると言われている家読について、家庭での実施を推奨していきます。
啓発活動	市報等の広報誌を活用し、乳幼児期における読み聞かせの意義等の啓発活動を推進します。

(2) 乳幼児健診等における読書活動の推進

主な取組	取組内容
ブックスタート事業	3・4か月児健診において、ボランティアが乳児に対して絵本の読み聞かせを実施し、ブックスタートパックを配布します。
研修機会の創出	ブックスタートに関わるボランティアに対して、ブックスタート活動や読み聞かせに関する知識や技能の向上を図るための研修機会を創出します。

※14 公民館：石巻中央公民館、渡波公民館、稲井公民館、蛇田公民館、荻浜公民館、河北公民館、雄勝公民館、河南公民館、桃生公民館、北上公民館、牡鹿公民館の11館。

(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等における読書活動の推進

主な取組	取組内容
読書活動の充実	絵本や紙芝居の読み聞かせ、パネルシアターやエプロンシアター等の多様な読書活動の実施機会を拡大します。
本の貸出	所有する絵本等の保護者への貸出を推進します。
図書館との連携	団体貸出しサービスを積極的に活用し、新しい絵本と出会う機会を創出します。
行事の開催	「子ども読書の日」※15、「こどもの読書週間」※16、「読書週間」※17等における子どもの読書活動に関する行事の開催を推進します。
図書の整備	発達段階に応じた図書の計画的な整備を推進します。
	図書コーナーの環境改善・充実を図ります。
職員向け研修・啓発機会の創出	職員を対象とした研修・啓発資料等の配布・活用等を通して、子どもの読書活動推進に係る研修・啓発機会を創出します。
連携体制の整備	民間団体やボランティアによる読み聞かせ等の充実に向けて、連携体制の整備を推進します。
保護者向け研修会・啓発活動	保護者対象の研修会や講演会の充実、啓発資料の作成・配布を通して保護者への啓発活動を推進します。

(4) 子育て支援センター等における読書活動の推進

主な取組	取組内容
読書活動の充実	「あそびのひろば」開催時における絵本や紙芝居の読み聞かせ、エプロンシアター、パネルシアター等の読書活動の一層の充実を図ります。
絵本整備・充実、貸出推進	子育て支援センター等における絵本等の整備・充実、保護者への絵本貸出を推進します。
研修・啓発の機会の拡大	関係職員を対象とした研修、啓発資料の配布・活用等を通して研修・啓発の機会の拡大に努めます。
民間団体やボランティアによる読み聞かせ	民間団体やボランティアによる読み聞かせ等の普及・充実を図ります。
保護者への普及・啓発	「あそびのひろば」開催時に読書活動の意義や方法についての学習機会の創出、啓発資料の作成・配布等を通して、保護者への普及・啓発を推進します。
情報提供・活動支援	子育てサークルや育児関連のボランティア団体による子どもの読書活動のための情報提供や活動支援を推進します。

※15 子ども読書の日：4月23日。国民の間に広く子どもの読書活動についての理解と関心を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第10条第1項で定めている。

※16 こどもの読書週間：読書週間実行委員会（現在の読書推進運動協議会）が昭和32年に制定。その後、平成12年に4月23日から5月12日までの約3週間に設定。

※17 読書週間：昭和22年日本出版協会、日本図書館協会、取次・書店の流通組織、報道・文化関連団体30余りが参加して「読書週間実行委員会」が結成され、11月17日から23日まで、第1回「読書週間」を実施。第2回からは10月27日から11月9日までの「文化の日」を挟んだ2週間となり現在に至る。昭和34年に読書週間実行委員会の任務を引き継いで「読書推進運動協議会」が発足した。

(5) 公民館、図書館における読書活動の推進

主な取組	取組内容
民間団体やボランティアとの連携	民間団体やボランティアとの連携による「おはなし会」や「紙芝居上演会」等の開催を推進します。
出前講座	図書館職員による出前講座の開催を推進します。
行事の開催	「子ども読書の日」、「こどもの読書週間」、「読書週間」等における子どもの読書活動に関する行事の開催を推進します。
図書館の環境整備	子どもの読み聞かせに適した図書の収集及び「読み聞かせコーナー」等、環境整備の充実を図ります。
職員向け研修・啓発機会の創出	関係職員のスキルアップを図るための研修や研修資料の配布・活用等を通して、子どもの読書活動推進に係る研修・啓発機会を創出します。
保護者向け講座・講演会	保護者を対象とした乳幼児期の読み聞かせの推進に係る講座、講演会の開催を推進します。
公民館での研修会	家庭教育支援拠点として、公民館での保護者に対する子どもの読書活動に関する研修会の開催を推進します。

【視点2】地域における読書活動の推進

1 基本的な考え方

(1) 民間団体やボランティアによる子どもの読書活動の推進

民間団体やボランティアは、子どもの読書活動の推進に関する理解や関心を広めるとともに、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの自主的な読書活動を推進することに大きく寄与しています。

(2) 民間団体やボランティアへの支援

民間団体やボランティアの活動をより充実させるためには、民間団体やボランティアの情報を広く市民や関係機関に提供するとともに、民間団体やボランティアのネットワークを構築して実施する情報交流や合同研修などの促進を図ることが求められています。また、子どもの読書活動を推進する活動で公共性が高いと認められるものについては、活動の場の確保のため、市内の公民館等の公共施設の利用に便宜を図るなどの奨励方策を講じることや「子どもゆめ基金」※18等の助成の活用を促すことにより民間団体の活動を支援していく取組も求められています。

2 成果と課題

(1) 家庭・地域文庫

市内では、「川の上百俵館」、「子ども未来図書館」、「石巻まちの本棚」等の家庭・地域文庫が子どもたちに文庫を開放するなどの活動をしていますが、活動を断念する家庭・地域文庫もあり、維持継続が課題となっています。

※18 子どもゆめ基金：国と民間が協力して子どもの体験・読書活動などを応援し、子どもの健全育成の手助けをする基金。独立行政法人国立青少年教育振興機構が運営している。

(2) 民間団体やボランティア

市内では、「石巻絵本とおはなしの会」、「ひだまりの会」等、子どもの読書活動を推進する民間団体やボランティアが活動しています。子ども対象の活動内容としては、小学校や保育所、図書館、子育て支援センター等で子どもたちへの絵本の読み聞かせ、「おはなし会」、人形劇、紙芝居、大人対象の活動内容としては、講座の企画や「おはなし会」等の活動を行っています。しかし、特に私立の機関においてボランティアに関する情報が不足しており、今後は情報提供の充実による活動機会の一層の拡大が課題です。また、地域によっては、ボランティアの人員不足も課題となっています。

(3) ボランティアの研修

図書館では、「読み聞かせボランティア講座」を毎年実施し、読み聞かせの技術向上に役立つ研修の機会を提供しています。生涯学習課においても、民間団体等の協力を得ながら読み聞かせボランティアを対象とした研修会を年3回実施しています。今後、読み聞かせボランティアの養成やボランティア活動に必要な知識・技術を習得するための学習の機会の拡大が課題です。

(4) ボランティアの活用

小学校や乳幼児健診事業、保育所、子育て支援事業、図書館、公民館等では、多くのボランティアが子どもの読書活動の推進を支援する活動を行っています。しかし、その活動は限定的であり、広く全市に行き渡る活動の拡大が課題です。そのためには、ボランティアの養成と活動を支援するネットワークづくりが大きな課題です。

3 推進の方策

(1) 民間団体やボランティアによる子どもの読書活動の推進

主な取組	取組内容
民間団体やボランティアによる読書活動の充実	民間団体やボランティアによる小学校、保育所、幼稚園、認定こども園、子育て支援センター、図書館等で子どもたちへ絵本の読み聞かせ、童話、わらべ歌、手遊びの「おはなし会」、人形劇、紙芝居、パネルシアター等の読書活動の一層の充実を図ります。
家庭・地域文庫の利用拡大	家庭・地域文庫の利用拡大を支援し、子どもの本との出会いの場づくりに努めます。
学習機会の創出	読み聞かせボランティアの養成やボランティア活動に必要な知識・技術の習得を目的とした研修会や講座、交流会等による学習機会を創出します。
ボランティアによる活動	学校におけるボランティアによる活動の一層の充実に努めます。特に、中学校におけるボランティア活用の拡大を図るための働きかけに努めます。

(2) 民間団体やボランティアへの支援

主な取組	取組内容
ネットワークづくりの推進	民間団体やボランティアのネットワークづくりの推進に努めます。
活動の充実と活性化の支援	家庭・地域文庫、民間団体へ「子どもゆめ基金」等の助成の活用を促し、活動の充実と活性化を支援します。
団体貸出の利用促進	家庭・地域文庫、民間団体の活動を支援するため、チラシ等による情報提供を通して図書館資料の団体貸出の利用促進に努めます。
民間団体やボランティアの活動支援	民間団体やボランティアの活動を支援するために、子どもの読書活動に関する各種情報や活動の場の提供に努めます。
	民間団体やボランティアの活動を支援するために、公共施設の利用に便宜を図るなど、奨励方策を推進します。
広報活動	家庭・地域文庫、民間団体の利用拡大のために、子どもたちや市民、関係機関に広く情報提供を行うため、広報誌やホームページ等を活用した広報活動に努めます。
研修会等の支援	家庭・地域文庫、民間団体の新たな組織・活動を立ち上げるための研修会等の支援を検討します。

【視点3】学校における読書活動の推進

1 基本的な考え方

(1) 発達段階に応じた子どもの読書活動の推進

生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校は大きな役割を担っており、学習指導要領の中でも読書活動を充実することが示されています。

学習指導要領を踏まえ、学校図書館の計画的な利活用を図り、児童・生徒の自主的・自発的な読書活動が充実するよう、読書習慣の形成に向けて発達段階ごとの効果的な取組を推進していきます。また、障害のある児童・生徒も豊かな読書活動ができる環境の整備も求められています。

(2) 学校図書館の整備・充実

学校図書館^{※19}は、読書センター、学習センター、情報センターとしての3つの機能を有し、学校教育において欠くことのできない設備であり、その整備・充実を図ることが重要です。文部科学省では、「第6次学校図書館図書整備等5か年計画」^{※20}を策定しており、各自治体における計画的な学校図書館の整備が求められています。また、学校図書館には、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を効果的に進める基盤としての役割も期待されています。

※19 学校図書館：学校図書館法（昭和28年法律第185号）の第2条に規定する学校図書館をいう。

※20 「第6次学校図書館図書整備等5か年計画」：令和4年度からの5年間で、すべての小・中学校等において学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、図書の更新、新聞の複数紙配備及び学校司書の配置拡充を図ることとしている。

(3) 人的環境の整備・充実

学校図書館の運営に当たっては、校長のリーダーシップのもと、司書教諭を含むすべての教職員、学校司書、地域のボランティア等が連携・協力して、計画的・組織的になされることが重要です。そのために、司書教諭・学校司書の配置の促進、教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮、すべての教職員が連携した学習活動・読書活動の推進のための校内研修や研修会の実施が求められています。また、地域のボランティアの協力を得ての児童・生徒の読書に親しむ態度の育成や読書活動の推進に向けた様々な活動を推進していくことも求められています。

(4) 図書館等との連携の推進

子どもの読書活動を一層推進していくためには、図書館と学校が連携・協力を行うことが重要です。そこで、図書館資料の学校への貸出等を進めていくことも学校図書館の機能向上に役立つと考えます。また、県立図書館、国際子ども図書館^{※21} 及び大学図書館との連携・協力の推進も求められています。

2 成果と課題

学校図書館の現状に関する調査結果^{※22}（令和2年度版）の全国平均と石巻市の平均（令和4年9月実施「みやぎ子供の読書活動推進に関する学校状況調査」）を比較すると以下の現状と課題が推察できます。

(1) 読書活動の状況 【資料－5】（24 ページ）

ア 本市における全校一斉の読書活動の実施状況 [2] は、小学校で 93.9%、中学校で 76.5%が実施しており、小学校で全国平均より 3.4 ポイント高く、中学校では 9.4 ポイント低い状況です。平成 18 年調査と比較すると小学校で 0.9 ポイント高く、中学校で 11.0 ポイント低くなっています。

イ ボランティアの活用状況 [5] では、小学校では 63.6%の活用、中学校では活用なしで、全国平均より小学校で 15.1 ポイント、中学校で 27.9 ポイント低い状況です。平成 18 年調査と比較すると小学校で 1.5 ポイント高く、中学校は変わらずとなっています。新型コロナウイルス流行のため、ボランティアの活用を控えていた小学校が何校かありました。

ウ 図書館との連携の実施状況 [6] は、小学校で 63.6%、中学校で 11.1%が実施しており、全国平均より小学校で 22.4 ポイント、中学校で 53.6 ポイント低い状況です。平成 18 年調査と比較すると小学校で 24.1 ポイント、中学校で 2.8 ポイント高くなっています。

上記の現状から、全国平均を目指した読書活動の充実が課題です。特に、ボランティアの活用、図書館との連携が課題です。

※21 国際子ども図書館：国立国会図書館の支部図書館として設置。納本制度による児童図書の収集・保存、関連資料の収集・保存とともに、公立図書館や大学図書館に対する支援に加えて、学校図書館に対する支援も行うこととしており、図書や展示品の貸出はもとより、電子図書館による児童図書に係る各種情報の提供、全国の図書館間における情報交換の場の提供等も実施。

※22 学校図書館の現状に関する調査結果：文部科学省で実施。学校図書館に関する行政上の参考とするため、各都道府県教育委員会等を通じて行っている学校図書館の現状に関する調査結果。

(2) 学校図書館の図書等の整備状況 【資料－5】

ア 1校あたりの蔵書冊数〔7〕は、小学校では8,395冊、中学校では9,224冊であり、全国平均より小学校で1,638冊、中学校で2,099冊少なくなっています。平成18年調査と比較すると小学校で4,233冊増、中学校で4,997冊増となっています。（全国平均は2022年度学校図書館調査※23より。）

イ 学校図書館図書標準の達成校数の割合〔8〕は、小学校で87.9%、中学校で76.5%であり、全国平均より小学校で16.7ポイント、中学校で15.4ポイント高い状況です。平成18年調査と比較すると小学校で69.3ポイント、中学校で68.2ポイント高くなっています。

ウ 蔵書のデータベース化の状況〔9〕は、小学校で87.9%、中学校で52.4%であり、全国平均より小学校で7.4ポイント高く、中学校で26.9ポイント低い状況です。平成18年調査と比較すると小学校で67.0ポイント、中学校で44.1ポイント高くなっています。

エ 1校当たりの図書購入費〔10〕は、小学校の全国平均が470千円に対し、本市が688千円、中学校の全国平均が590千円に対し本市が883千円となっています。平成18年調査と比較すると小学校で455千円、中学校で613千円増となっています。（全国平均は2022年度学校図書館調査、市平均は令和5年度予算より。）

上記いずれの数値も第1次計画策定時と比較すると改善されていますが、蔵書を増やすためのスペース不足等の課題があります。

(3) 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブにおいては、各施設において図書コーナーを設置し、児童が希望する書籍の購入に努めています。

3 推進の方策

(1) 発達段階に応じた子どもの読書活動の推進

主な取組	取組内容
全校一斉の読書活動	朝読書等、全校一斉の読書活動の一層の充実を図ります。
多様な読書活動	発達段階に応じた多様な読書活動（読み聞かせ、ストーリーテリング、ブックトーク※24、読書会、書評合戦（ビブリオバトル）※25、アニメーション※26、本探しゲーム※27、電子書籍による読書（小学校）等）を推進します。
行事の開催	「子ども読書の日」、「こどもの読書週間」、「読書週間」等における子どもの読書活動に関する行事の開催を推進します。
石巻教育研究会 学校図書館研究会との連携	石巻教育研究会学校図書館研究会と連携した読書活動の一層の推進に努めます。

※23 学校図書館調査：全国学校図書館協議会で毎年実施。全国の小・中・高校から都道府県ごとに3%無作為抽出し、調査。

※24 ブックトーク：本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、ジャンルの異なる複数の本をテーマに沿って紹介する取組。様々なジャンルの本に触れることができる。

※25 書評合戦（ビブリオバトル）：発表者が読んで面白かった本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行う。すべての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ取組。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができる。

※26 アニメーション：読書のアニメーションとは、子どもたちの参加により行われる読書指導の一つ。読書の楽しさを伝え自主的に読む力を引き出すために行われる。ゲームや著者訪問等、様々な形で行われる。

※27 本探しゲーム：お題を出して、そのテーマにあった本を探していく取組。ゲーム感覚で楽しみながら、思いがけない本と出会うことができる。

(2) 学校図書館の整備・充実

主な取組	取組内容
計画的な図書整備	「第6次学校図書館図書整備等5か年計画」に基づき、図書の更新、新聞の複数紙配備等計画的な図書整備を推進します。
学校図書館の情報化	蔵書のデータベース化等を推進します。
学校図書館の環境整備	配架の工夫等により児童・生徒が利用しやすい環境整備を推進します。
障害のある児童・生徒への支援	障害のある児童・生徒に対する読書環境を整備し、図書館との連携を推進します。

(3) 人的環境の整備・充実

主な取組	取組内容
学校関係者への研修・啓発機会の創出	学校関係者を対象とした子どもの読書活動推進に係る研修、啓発資料（読書活動や読書指導の理論や優れた実践例紹介等）の作成・活用等啓発機会を創出します。
学校司書の配置	全小・中学校へ学校司書を配置しており、今後も継続的に配置します。
選書の指導・情報提供	魅力ある良書を選定するための指導や情報提供（全国学校図書館協議会等の情報の活用）に努めます。
地域のボランティアの発掘と活用	読み聞かせ等を行う地域のボランティアの発掘と活用の推進に努めます。

(4) 図書館等との連携の推進

主な取組	取組内容
良書に出会う機会の拡大	図書館の団体貸出や県図書館の子どもの本移動展示会、国際子ども図書館の積極的活用により、子どもが良書に出会う機会を拡大します。
連携の充実	図書館と学校図書館との研修会等連携を推進します。
利用の手引きの配布	入学時等に図書館の「図書館へ行こう！」等を配布します。
講座や研修会・講演会の開催	家庭教育学級において、保護者向けに子どもの読書活動推進のための講座や研修会・講演会を開催します。
放課後児童クラブの図書整備	放課後児童クラブにおいて、図書コーナーの整備に努めます。

【視点4】図書館の機能強化と整備の推進

1 基本的な考え方

(1) 図書館における子どもの読書活動の推進

図書館^{※28}は、子どもにとっては、自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選択し、読書の楽しみを知ることのできる場所であり、保護者にとっては、自分の子どもに与えたい本を選択したり、子どもの読書について相談したりできる場所です。また、図書館は、読み聞かせや「おはなし会」の実施、子どもに薦めたい図書の展示会の開催、保護者を対象とした読み聞かせや本の選び方・与え方の指導等、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。さらに、子どもの読書活動を推進する団体・グループへの支援や図書館の諸活動を支援するボランティアに対する必要な知識・技術を習得するための学習の機会の提供、活動の機会の提供も期待されています。

公立図書館^{※29}においては、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成13年文部科学省告示第132号）」に基づき、①子どもに対するサービスの充実に資するため、必要なスペースを確保するとともに、児童図書の収集・提供、子どもの読書活動を推進するための読み聞かせ等の実施に努めること、②地域に在留する外国人の子ども等に対するサービスの充実に資するため、外国語資料の収集・提供、利用案内やレファレンス・サービス^{※30}等に努めること、③子どもに対する新たな図書館サービスを展開していくため、必要な知識・技能等を有する者のボランティアとしての参加を一層促進すること、④希望者に活動の場等に関する情報の提供やボランティアの養成のための研修の実施など諸条件の整備に努めること、が示されています。このような公立図書館の行う子どもの読書活動の取組の充実に図るためには、図書館を中心に、地域の読書活動推進団体、学校、保育所、幼稚園、認定こども園、子育て支援センター等の関係機関と連携した取組を促進する必要があります。

(2) 図書館における読書環境の整備

子どもの読書活動を推進するためには、身近なところに読書のできる環境を整備していくことが重要です。図書館は、子どもが、学校外で、本と出会い読書を楽しむことのできる場所であり、地域における子どもの読書活動推進の中核的な役割を果たすことが期待されています。

図書館は豊富で多様な図書を整備していくことが必要であり、計画的な整備とともに、分館の蔵書整備、図書館の情報化^{※31}などを通して、地域の実情に応じた読書環境の整備も求められています。

司書については、児童図書をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供、利用者に対する読書相談、子どもの読書活動に資する取組の企画・実施、子どもの読書に関する保護者の相談への対応等、子どもの読書活動を推進する上で極めて重要な役割を果たしており、その養成と適切な配置が求められます。また、公立図書館には、児童図書や児童文学に関する広範な知識と発達段階に応じた図書の選択に関する知識及び子どもの読書指導に関する知識と技術を有する司書の配置が望まれていることから、専門的知識・技術の習得のための研修の充実が必要となります。

さらに、障害のある子どもが自主的に読書活動を行える環境を整備することも極めて重要であり、施設整備面での配慮及び点字資料、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の充実、図書館利用の際にはサポートも必要となります。

※28 図書館：図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館をいう。

※29 公立図書館：図書館法第2条第2項に規定する公立図書館をいう。

※30 レファレンス・サービス：参考業務のこと。図書館利用者が学習・研究・調査等のために必要な資料及び情報を求めた場合に図書館員が図書館の資料と機能を活用して資料の検索を援助し、資料を提供し、あるいは回答を与えるなど、利用者と資料とを結び付ける業務。

※31 図書館の情報化：インターネット等で検索できる情報検索システムの公立図書館への導入及び利用者用コンピュータの設置など図書館の情報化を推進すること。

(3) 図書館を中心とした様々な機関との連携・協力の推進

子どもの読書活動を一層推進していくためには、図書館を中心に学校をはじめ子どもの読書活動の推進に係る関係機関との連携・協力を行うことが重要となります。団体貸出や保育所、子育て支援センター等への「おはなし会」などの充実が求められています。

2 成果と課題

(1) 図書館職員

図書館は本館と6つの分館がありますが、専任司書は本館のみの配置となっており、分館におけるレファレンス・サービス等に対応する場合、本館との連携による専任司書からのフォローが必要となります。

(2) 蔵書冊数 【資料－6】 (25 ページ)

人口1人当たりの蔵書冊数[1]は、1.9冊で、県内市町村図書館の平均(以下「県平均」という。令和4年度宮城県内公共図書館・公民館図書室等現状調査より。)2.5冊より少ない状況になっています。児童図書の比率[3]については、36%で県平均の33%を上回っています。年間受入数における児童図書の比率[3]は、37%で、県平均30%を上回っています。今後も豊富な児童図書を提供するために、児童図書を含めた資料の収集、保存等の一層の充実が課題です。

(3) 資料購入費 【資料－6】

人口1人当たりの図書資料購入費[2]は、89.8円で、県平均213.4円を大きく下回っています。県平均を下回っていることが課題です。

(4) 登録者数・貸出冊数 【資料－6】

登録者における児童の比率^{※32}[3]は16.7%で、県平均14.1%と比較し上回っています。また、個人貸出冊数における児童の比率^{※33}[3]は36.7%で、県平均35.3%を上回っており、登録者1人当たりの利用率も高いといえます。利用登録推進に関わる業務の維持と、児童図書の更なる貸出推進が課題です。

(5) 子どもの読書活動推進に係る事業・取組

図書館においては、「あかちゃんおはなし会」や「たのしいおはなし会」、「手づくり絵本教室・企画展」、「どくしょの木」、「ぼくのわたしの好きな本紹介文募集・掲示」、「絵本や児童書のテーマ展示」、「赤ちゃんコーナー」、「幼児コーナー」、「読み聞かせコーナー」等の設置、「学校図書館との研修会」、ブックリストや読書通帳の配布等の取組を行っています。分館においては、取組状況に地域差があります。地域性を考慮しつつ、分館における事業・取組の充実が課題です。

(6) 図書館における子どもの利用状況の推移 【資料－7】 (25 ページ)

15歳以下の子どもの図書館利用人数については、対象となる年齢人口が減少しているものの、令和2年度が4,947人、令和4年度は6,192人と増加しており、今後も利用者増加に向けた継続的な取組が必要です。

(7) ボランティアとの連携

図書館では、石巻市図書館ボランティア養成講座を毎年開催しています。「あかちゃんおはなし会」及び「たのしいおはなし会」が読み聞かせボランティアの活躍の場となっています。また、「読み聞かせボランティア講座」も開催し、読み聞かせ技術の向上にも努めています。分館においては、「ひだまりの会」、「お月とお星の会」等との連携の事例があります。ボランティアとの連携が行われていない館における取組の推進及び連携が課題です。

※32 登録者における児童の比率：石巻市の数値は15歳以下の割合。

※33 個人貸出冊数における児童比率：親名義の貸出券で子どもの本を借りている場合は反映されない。

3 推進の方策

(1) 図書館における子どもの読書活動の推進

主な取組	取組内容
事業・取組の充実	子どもの読書活動推進に係る事業・取組（紙芝居とお話の会や発達段階に応じた「おはなし会」、手づくり絵本教室・企画展、「赤ちゃんのための絵本リスト」や読書通帳の配布等）を推進します。
行事の開催	「子ども読書の日」、「こどもの読書週間」、夏休み期間等に子どもの読書活動に関する行事の開催を推進します。
養成講座の開催・活動機会の提供	ボランティア養成のための講座の開催と民間団体やボランティアの活動の機会提供を推進します。
研修会の開催	民間団体やボランティア、関係職員を対象に読み聞かせやブックトーク等のスキルアップ講座や研修会を開催します。
情報提供の充実	図書館チラシやホームページ、市報等の広報誌を活用し、行事案内や図書の紹介等の情報提供の充実を図ります。

(2) 図書館における読書環境の整備

主な取組	取組内容
図書購入費の充実	図書購入費の充実を図ります。
スペース確保	子どもが読書活動を行うために必要なスペースを確保します。
レファレンス・サービスの充実	子どもや保護者に対する子どもの読書活動推進のためのレファレンス・サービスの充実を図ります。
多様な子どもたちへの支援	障害のある子どもや外国人の子どもに対するサービスの充実を図るため、図書の整備や図書館利用の際のサポートに努めます。

(3) 図書館を中心とした様々な機関との連携・協力の推進

主な取組	取組内容
団体貸出の推進	学校や保育所、幼稚園、認定こども園、関係機関への団体貸出を推進します。
関係施設への情報提供	学校や保育所、幼稚園、認定こども園、子育て支援センター、児童館、公民館等に対して子どもの読書活動推進に係る情報や資料の提供に努めます。
子どもの登録者数の拡大	子どもの登録者数の拡大を図るために、関係施設で図書館チラシの配布等を実施します。
学校図書館との人的交流・連携	学校図書館との研修会等、連携・協力を推進します。
社会教育施設との連携	博物館のイベントの開催に合わせ、関連図書資料の展示・紹介を行うなど、子どもたちの興味関心の深化につながるよう、図書館と社会教育施設が連携した取組を推進します。

第4章 計画の目標と進行管理のための方策

1 計画の数値目標

計画の進行管理として、次の評価指標を設定します。

	項目	単位	令和4年度実績	令和8年度目標
視点1	読み聞かせを実施していると答えた保護者の割合	%		80
視点2	ボランティア向け研修会参加者数	人	110	120
視点3	学校図書館の1人当たり図書貸出冊数	冊	17	20
視点4	読み聞かせ事業参加者数	人	659	840

上記、4つの視点の目標達成を目指し、本計画の取組を推進することにより、子どもの読書率の更なる向上へと繋がります。

	項目	単位	令和4年度実績	令和8年度目標
読書率	小学生	%	84.1	93
	中学生	%	80.8	84

※ 本計画目的の達成状況については、上記目標及び関連指標を踏まえ、効果的な推進に努める。

2 計画の進行管理のための方策

(1) 「石巻市子ども読書活動推進委員会」の開催

本計画の推進に当たっては、「石巻市子ども読書活動推進委員会設置要綱」（訓令第39号）に基づき、「石巻市子ども読書活動推進委員会」を毎年開催し、各課の取組状況、数値目標の実績を確認し、相互の密接な連携を図るとともに、他の関係機関、民間団体等との連携を更に深め、方策の効果的な推進を図っていきます。また、石巻管内の市町相互間における各種情報の交換などの連携・協力体制の整備が推進されるよう促していきます。

(2) 「関係施設における実態調査」の実施

本計画の推進の方策に取組む関係機関（学校、保育所、幼稚園、認定こども園、子育て支援センター、図書館、公民館等）へのアンケート調査を実施し、取組状況の推移を把握し、方策の推進に反映させていきます。

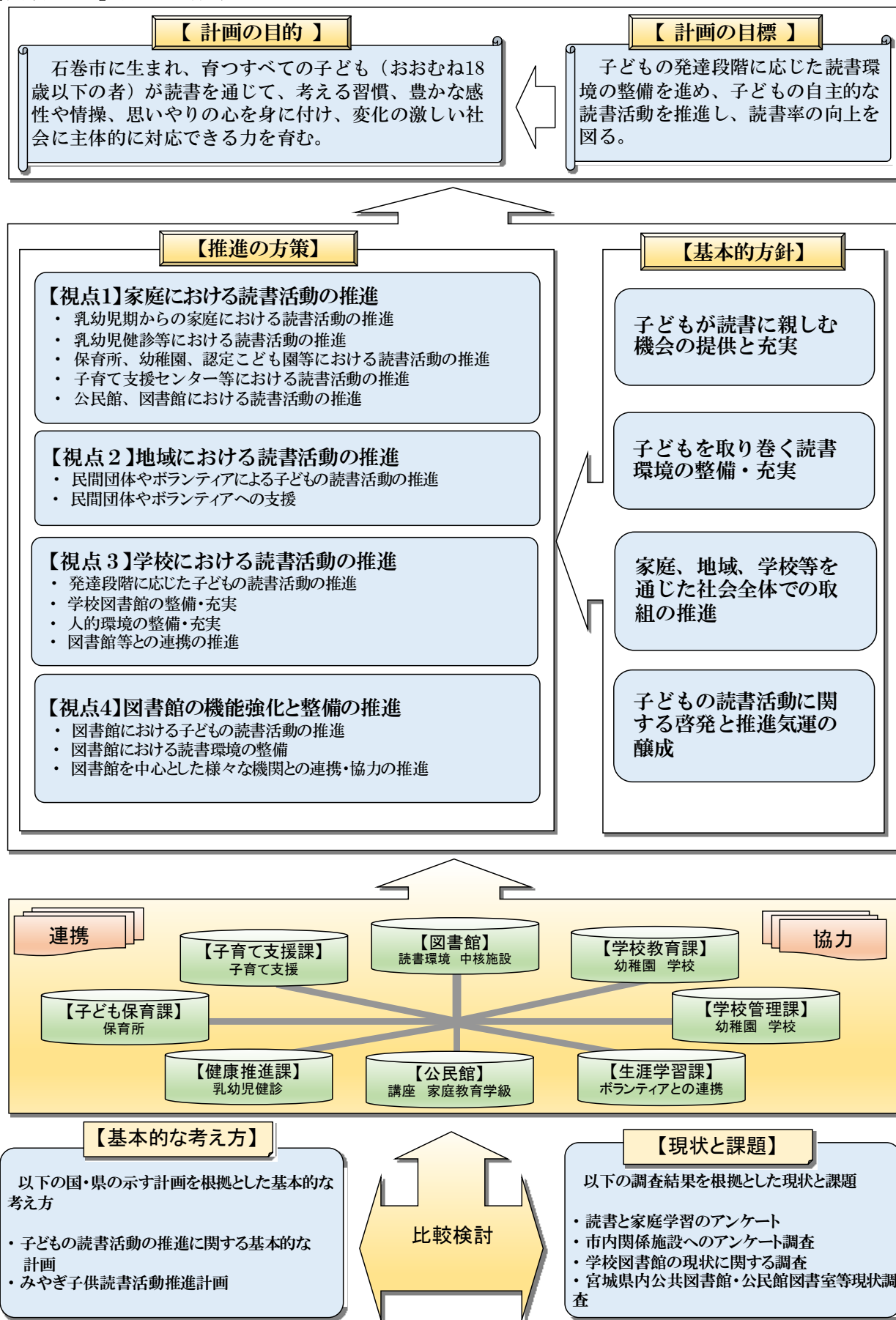
(3) 「学校における児童・生徒の実態調査」の実施

宮城県が実施する実態調査に準拠した実態調査を実施し、全国・県のデータと比較しながら計画の成果の検証を行っていきます。

(4) 「石巻市子ども読書活動推進計画の啓発広報」の実施

石巻市のホームページを通じて、「石巻市子ども読書活動推進計画」に関する情報提供を広く市民に行うことで、子どもの読書活動の推進に関する理解の促進を図り、その推進気運の醸成を図っていきます。

【資料－１】計画の体系図



【資料－２】 発達段階と発達的特徴、読書興味の発達段階

年齢	発達段階		発達の特徴	読書興味の発達段階
0－4	(前読書期)		話し言葉で通信をしている段階。 文字の存在を意識し、絵本に興味を示す。	まわりの大人からの言葉かけやスキンシップ、本の読み聞かせなどにより、本の楽しさや心地良さを感じながら、言葉や物を覚え、コミュニケーションのための言葉や、将来にわたる基本的信頼感を習得する。 「子守り話」や「おとぎ話」など、知性の芽生えを育てるものや、美しい心情をはぐくむものの読み聞かせが適している。また、「生活絵本」、「観察絵本」、「鑑賞絵本」など絵本に親しみ始める時期でもある。
4－6	読書入門期	読書レディネス期	読み聞かせをせがむ時期。「この字はなんという字？」などと親に尋ね、字を覚えていく。	この時期に興味をもつのが「昔話」である。「昔話」とは、①“むかしむかしあるところ”で始まり、時と所を超越した現実から遊離した世界であること、②素材は子どもの身の周りの生活環境からとられていること、③魔法や奇跡が起こること、④物語としての一貫性があり、白と黒とが明白に分かれること、などを特徴としている。
		読書開始期	かな文字が読めるようになる。 1字ずつの拾い読みのため、時間がかかる。今まで読んでもらっていた本を自分で読もうとする。	
6－9	初歩読書期	独立読書開始期	意味が簡単で、未知の語があまり出てこない文章を、ひとりで読み始める。 速度は遅いが、読むことは楽しいことを実感する。	この時期には、「昔話」の形式を短くして、そこに単純なモラルを加えた「寓話」に興味を持つ。また、同時に、偉人の幼年時代のエピソードである「逸話」にも興味を示すようになる。
		読書習慣形成期	本を読む習慣が付き始める。 語彙の量が増え、新しい言葉が出てきても、推測しながら文意をつかむことができるようになる。	
9－13	多読期	基礎読書力形成期	初歩の読書技術が身につく時期。 本を終わりまで読み通すことができるようになる。 また自分の考えと比較しながら読むといった、創造的な読み方ができるようになる。	この時期には、「童話」、なかでも、現実の子どもの生活を取材して、これを想像で裏付けた「生活童話」に興味を抱く。代表的な例としては「アンデルセン物語」があげられる。 この時期になると、読書興味も多方面に分化する。主には、「少年少女物語」が大きな幅を占めるが、このほかに、「推理物語」、「冒険物語」、「偉人物語」、「発明・発見物語」などを好んで読む。 思春期を迎えるこの時期は、偉人や英雄の人間の苦悩を扱った「伝記」に興味を示す。また、現実的な問題として、「職業」や「進路」に関する主題にも興味を持つ。
		無差別多読期	読書技術が発達して多読になり、目的に応じた読書が出来るようになる時期。 自発的になんでも読むようになるが、本の選択はまだ不十分である。 理解と記憶がよくなり、読みの速度も大幅にアップする。	
		選択的多読期	語彙の量が飛躍的に増加。 内容を評価したり、鑑賞することができる。 この段階で発達をとまる者、以後かたよった面だけが発達する者が出てくるおそれがある。	
13－18	成熟読書期	共感的読書期	読書による共感を求めて、それに適合する読書材を選択する。 多読の傾向は減少し、共感したり、感動する本に出会うと、何度も読む。	この時期になると、恋愛小説などの「大衆文学」や「純文学」などに興味をいだく。 高校生後期から大学生にかけての時期には、自分とは何かを問い、アイデンティティ (Identity) の確立に向けて、「思索書」や「哲学書」、「宗教書」などを読む者が出始める。
		個性的読書期	読書の目的、資料の種類に応じて、適切な読書技術によって読むことができる成熟した読書人としての水準に達する時期。 学術論文なども読むことができるようになる。	

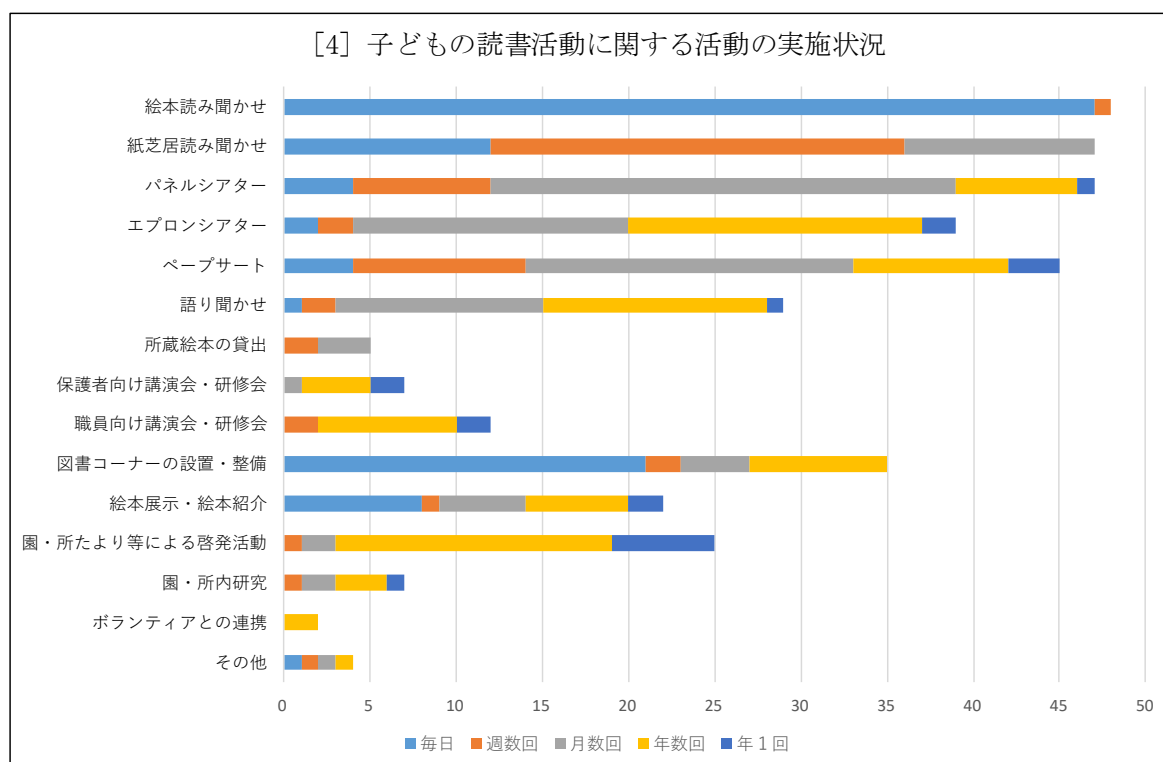
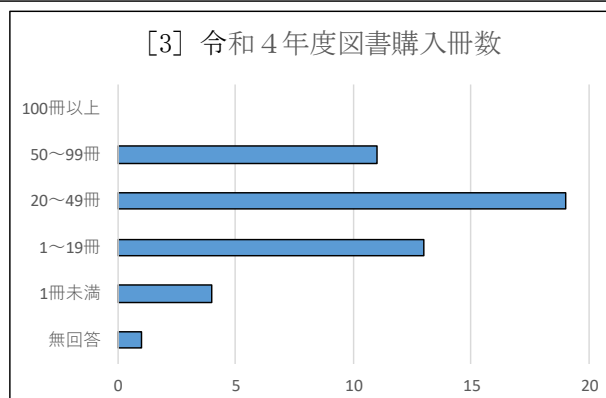
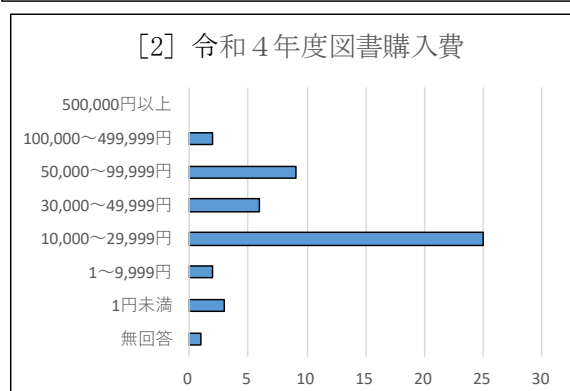
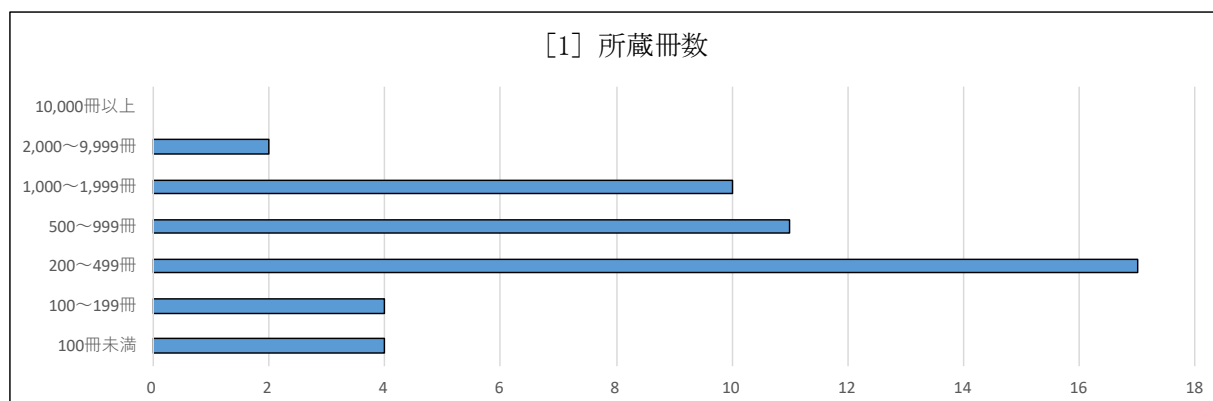
(出典：徳田克己執筆読書教育研究会編著「読書教育通論」学芸図書株式会社、黒古一夫・山本順一編著「読書と豊かな人間性」学文社より)

【資料－３】取組項目一覧表

推進の方策		推進担当課	健康 推進	子育て 支援	子ども 保育	学校 教育	学校 管理	公民館	図書館	生涯 学習
1 家庭における読書活動の推進										
(1) 乳幼児期からの家庭における読書活動の推進										
1	読み聞かせ（絵本や物語に親しむ）								○	○
2	家読（うちどく）								○	○
3	啓発活動								○	○
(2) 乳幼児健診等における読書活動の推進										
1	ブックスタート事業		○						○	○
2	研修機会の創出								○	○
(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等における読書活動の推進										
1	読書活動の充実				○	○				
2	本の貸出				○	○				
3	図書館との連携				○	○			○	
4	行事の開催				○	○				
5	図書の整備				○	○	○			
6	職員向け研修・啓発機会の創出				○	○			○	○
7	連携体制の整備				○	○				○
8	保護者向け研修会・啓発活動				○	○			○	○
(4) 子育て支援センター等における読書活動の推進										
1	読書活動の充実			○						
2	絵本整備・充実、貸出推進			○						
3	研修・啓発の機会の拡大			○					○	○
4	民間団体やボランティアによる読み聞かせ			○						○
5	保護者への普及・啓発			○					○	○
6	情報提供・活動支援			○					○	○
(5) 公民館、図書館における読書活動の推進										
1	民間団体やボランティアとの連携							○	○	
2	出前講座								○	
3	行事の開催							○	○	
4	図書館の環境整備								○	
5	職員向け研修・啓発機会の創出								○	○
6	保護者向け講座・講演会							○	○	
7	公民館での研修会							○		○
2 地域における読書活動の推進										
(1) 民間団体やボランティアによる子どもの読書活動の推進										
1	民間団体やボランティアによる読書活動の充実		○	○	○	○			○	○
2	家庭・地域文庫の利用拡大									○
3	学習機会の創出								○	○
4	ボランティアによる活動					○				○
(2) 民間団体やボランティアへの支援										
1	ネットワークづくりの推進		○	○	○	○			○	○
2	活動の充実と活性化の支援									○
3	団体貸出の利用促進								○	
4	民間団体やボランティアの活動支援							○	○	○
5	広報活動								○	○
6	研修会等の支援									○

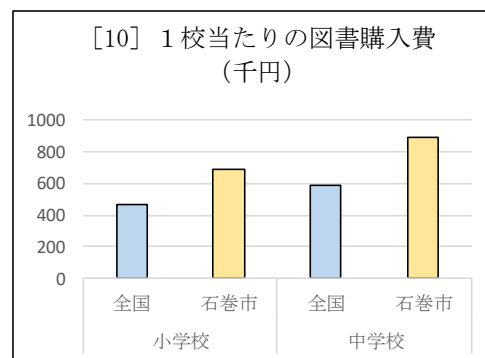
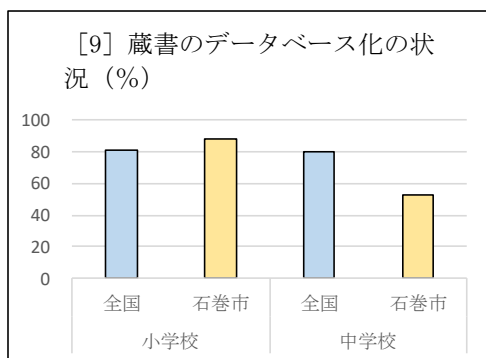
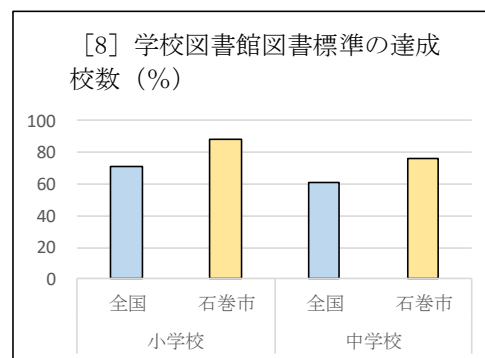
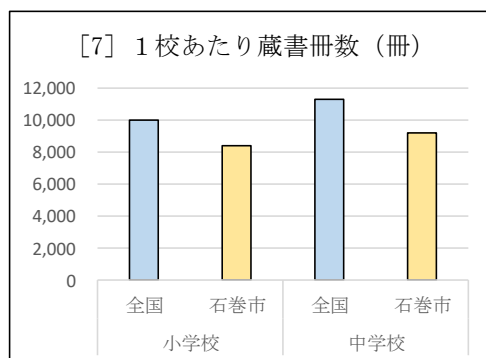
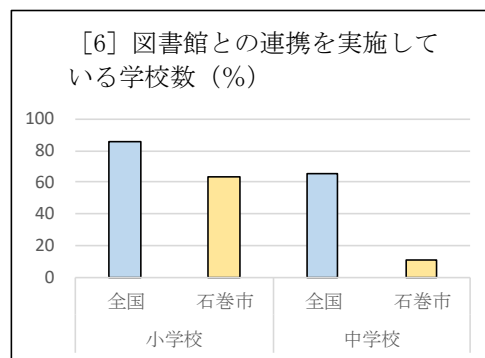
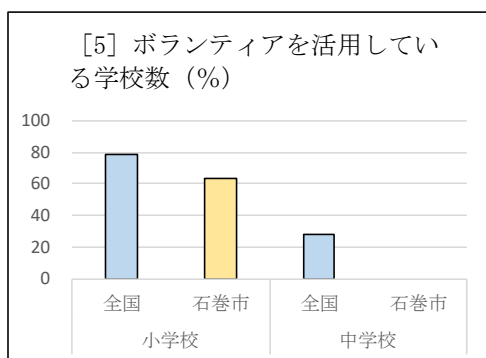
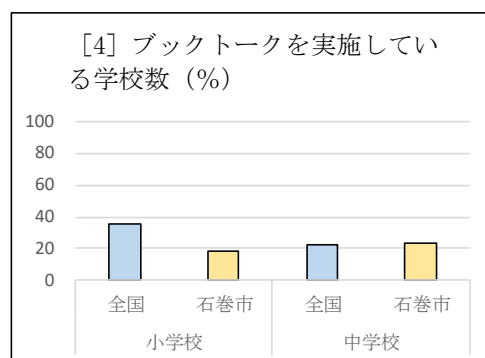
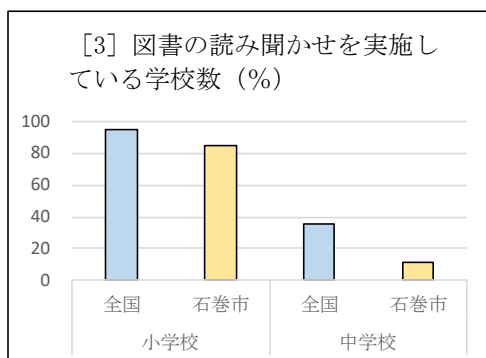
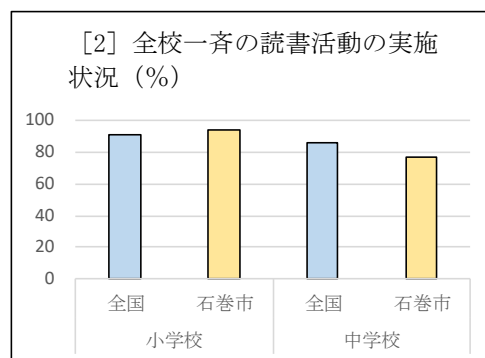
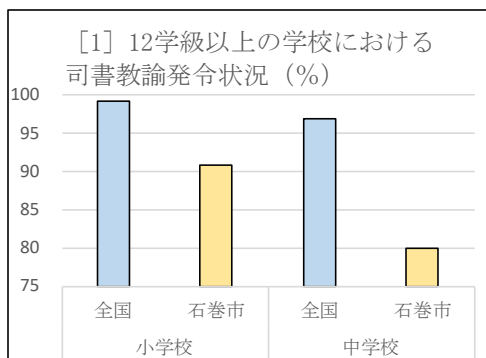
推進の方策		推進担当課	健康 推進	子育て 支援	子ども 保育	学校 教育	学校 管理	公民館	図書館	生涯 学習
3 学校における読書活動の推進										
(1) 発達段階に応じた子どもの読書活動の推進										
1	全校一斉の読書活動					○				
2	多様な読書活動					○				
3	行事の開催					○				
4	石巻教育研究会学校図書館研究会との連携					○				
(2) 学校図書館の整備・充実										
1	計画的な図書整備						○			
2	学校図書館の情報化					○	○			
3	学校図書館の環境整備					○	○			
4	障害のある児童・生徒への支援					○			○	
(3) 人的環境の整備・充実										
1	学校関係者への研修・啓発機会の創出					○			○	○
2	学校司書の配置					○				
3	選書の指導・情報提供					○			○	
4	地域のボランティアの発掘と活用					○				○
(4) 図書館等との連携の推進										
1	良書に出会う機会の拡大					○			○	
2	連携の充実					○			○	
3	利用の手引きの配布					○			○	
4	講座や研修会・講演会の開催					○		○		○
5	放課後児童クラブの図書整備			○						
4 図書館の機能強化と整備の推進										
(1) 図書館における子どもの読書活動の推進										
1	事業・取組の充実								○	
2	行事の開催								○	
3	養成講座の開催・活動機会の提供								○	○
4	研修会の開催								○	○
5	情報提供の充実								○	
(2) 図書館における読書環境の整備										
1	図書購入費の充実								○	
2	スペース確保								○	
3	レファレンス・サービスの充実								○	
4	多様な子どもたちへの支援								○	
(3) 図書館を中心とした様々な機関との連携・協力の推進										
1	団体貸出の推進		○		○	○			○	
2	関係施設への情報提供								○	
3	子どもの登録者数の拡大		○	○	○	○			○	
4	学校図書館との人的交流・連携					○			○	
5	社会教育施設との連携								○	○

【資料－４】 保育所、幼稚園、認定こども園等における読書環境の現状
(市内４８施設からの回答)

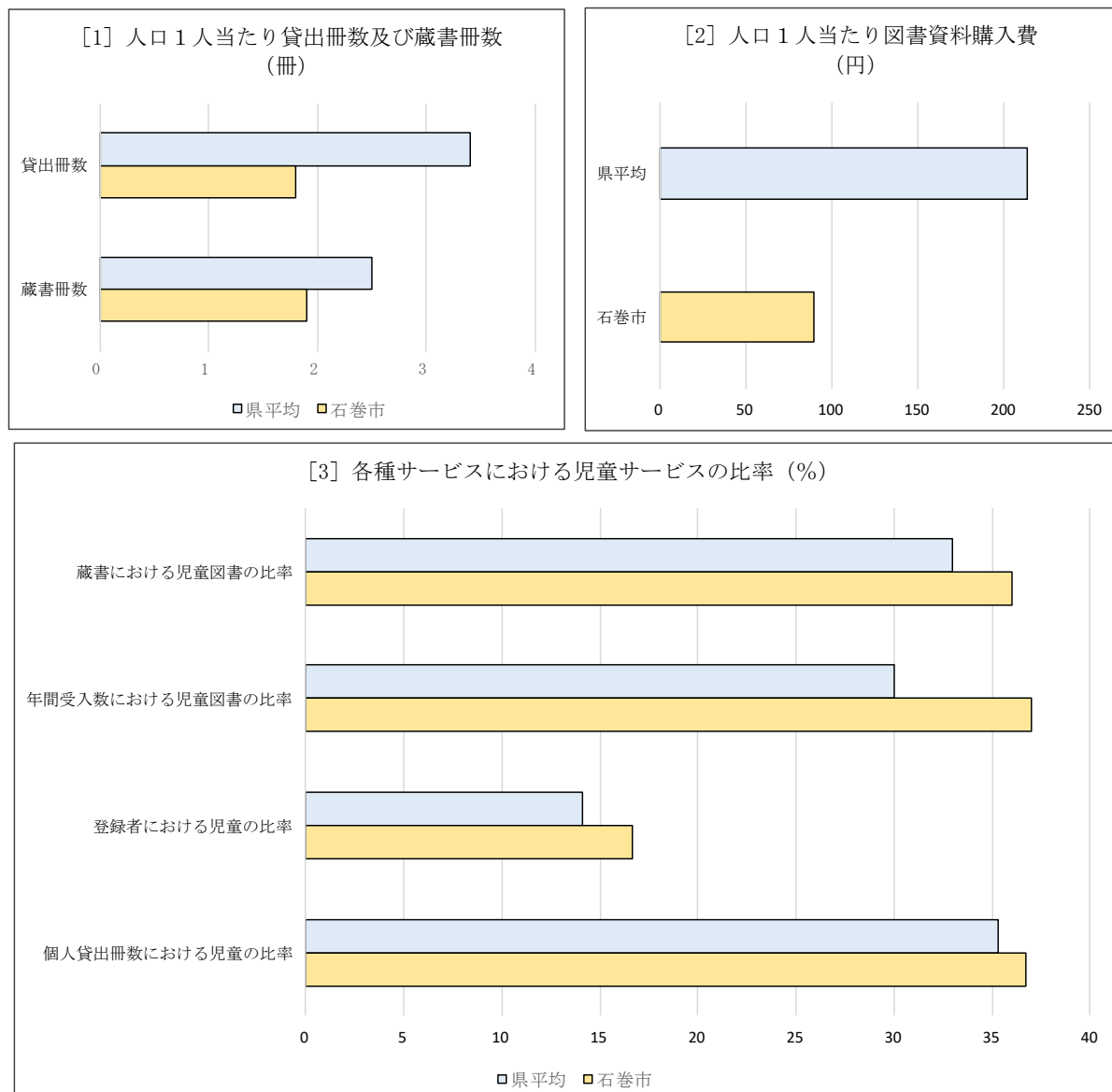


※横軸はすべて施設数

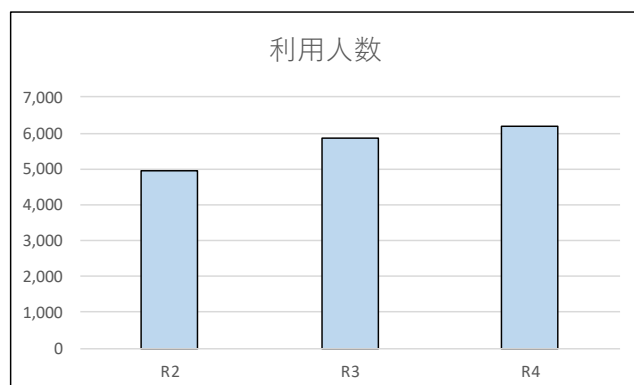
【資料－５】学校における読書環境の現状



【資料－６】子どもの読書活動に係る図書館と県内市町村図書館平均との比較



【資料－７】子どもの利用状況の推移



子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。